



佐世保市立金比良小学校 いじめ防止基本方針

【目指す子ども像】

ふるさとに誇りと愛着をもち、夢や志を育みながら、たくましく成長する児童生徒の育成

【PTAとの連携】

・懇談や面談を通して、児童の様子を伝えたり、電話連絡や家庭訪問を実施したりするなどして、日頃からPTAとの連携を密に取り合う。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務、生活指導主任、保健主事特別支援コーディネーター、養護教諭、担任、スクールカウンセラー、関係各機関

【関係機関】

- 市教育委員会
学校教育課・青少年教育センター
- 子ども子育て応援センター
- こども・女性・障害者支援センター
- 警察
- 民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

(1) 校内指導体制の充実

- いじめ防止対策委員会を設置する。
- 担任任せにせず、全職員総がかりでいじめの根絶に当たる。

(2) 保護者・地域との連携

- PTA総会や学級懇談会の折に、いじめ対策の基本方針を示し、理解と協力を求める。
- PTAともいじめ根絶に向けた話し合いを行い、家庭と連携したいじめ対策を推進する。

(3) 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進

- 全ての教育活動において、いのちを大切にする教育を推進し、「生命の尊重する心」と「思いやりの心」を育てる。
- 全ての教育活動を通して、自己有用感や自己肯定感を養う。
- 「考え、議論する道徳」を通して、命を大切にするものの価値を追求し、生命を尊重する態度を培う。

(4) 児童理解に関する校内研修の充実

- 「いじめ対策ハンドブック」等を活用し、校内研修を行う。
- スクールカウンセラーの講話を通して、児童理解に関する知識を深め、いじめ根絶に向けた専門性を高める。

【いじめの早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、「いいところみつけ」の効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 教職員による観察や情報交換

○児童のささいな変化に気づいた場合、迅速に全教職員で情報を共有する。また、「いいところみつけ」を効果的に活用する。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談の実施

○児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細やかにいじめの実態把握を行う。

(3) 教育相談体制の確立

○児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校外の専門家の活用を図る。

(4) 相談機関等の周知

○保護者や児童に対して、学校以外の相談窓口や相談ダイヤルについて周知する。

【いじめに対する措置】

(1) 的確な情報収集

○いじめの「被害性」に着目して事実関係を把握し、迅速に情報の収集に努める。

(2) 基本的な緊急対応

○速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、対応策を検討する。

(3) 調査による実態把握

○加害児童・被害児童・周りの児童への面談を丁寧に行い、事実確認を速やかに行う。

(4) 解決に向けた指導・援助

○担任一人に任せるのではなく、職員が総がかりで組織的に解決に当たる。警察や関係機関との連携も視野に入れておく。

○被害児童・加害児童の保護者へいじめの事実を伝え、家庭と連携しながら、解決を図る。

(5) 継続指導・経過観察

○特に3ヶ月間は、いじめの再発がないか、全職員で目をかけ、気をかけ、心をかける。

○定期的に「いじめアンケート」を実施する。

○被害児童・加害児童共に、スクールカウンセラーのカウンセリングを定期的に受けさせる。

(6) 再発防止

○再発防止に向け全職員で情報の共有を図り、いじめを許さない体制を築き上げる。

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添〈参考資料〉の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命を尊重する態度の育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導力の育成
- 児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報



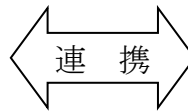
③情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。

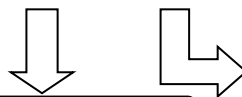


④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援に当たる。(学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、管理職員などで役割を分担)



関係機関



⑤A 児童への指導・支援

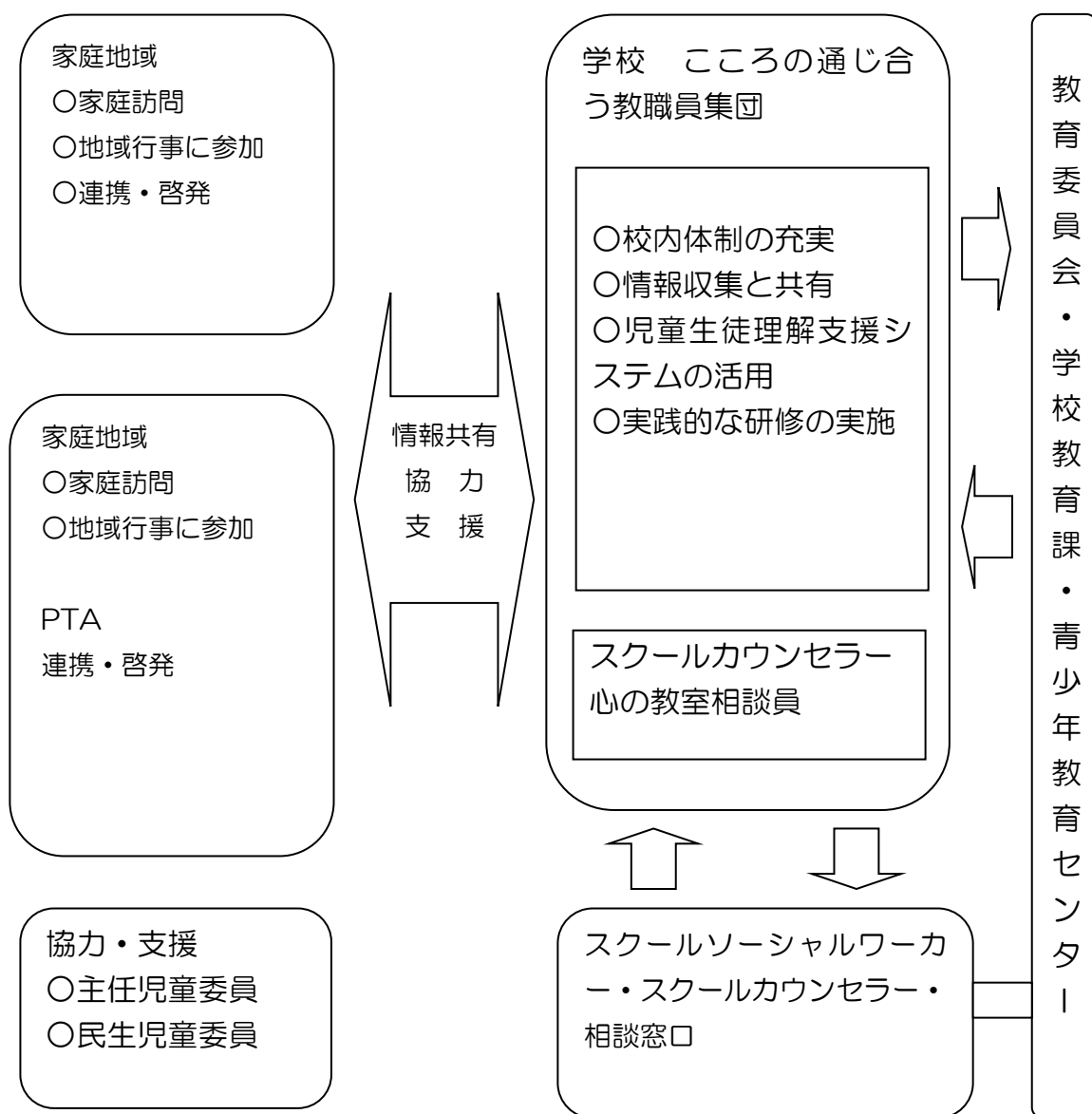
- 「いじめは絶対に許されない行為」・「いじめは卑怯な行為であること」を理解させる。
- いじめを絶対にしない、絶対に許さない人間関係を築く態度を養う。
- 「見て見ぬふりをすることは、いじめに荷担することと同じ」であることを理解させ、勇気をもって誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- 迅速に、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の対策や連携について話し合う。

- 随時、指導・支援体制を見直し、職員総がかりで迅速に対応する。

〇いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり

いじめのチェックリスト

学校で	家庭で
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>衣服の汚れ、破れが頻繁である。 <input type="checkbox"/>頭痛・腹痛・吐き気を訴えることが多い。 <input type="checkbox"/>元気がなく浮かない顔をしていることが多い。 <input type="checkbox"/>教師と視線を合わせない。 <input type="checkbox"/>周りの友達に必要以上に気を遣っている。 <input type="checkbox"/>なかよしグループから離れた。 <input type="checkbox"/>いやなあだ名で呼ばれている。 <input type="checkbox"/>その子の席に座ろうとしない。 <input type="checkbox"/>友達から避けられている。 <input type="checkbox"/>机や鞆の中などが荒らされている。 <input type="checkbox"/>物が隠されたり、壊されたりしている。 <input type="checkbox"/>実名やあだ名で落書きがされている。 <input type="checkbox"/>写真などの顔にいたずらされている。 <input type="checkbox"/>早退、遅刻、欠席が目立つ。 <input type="checkbox"/>発言や活動に周りの賞賛が得られない。 <input type="checkbox"/>発言に笑いや冷やかし、無視がある。 <input type="checkbox"/>プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>衣服が乱れ、汚れている。 <input type="checkbox"/>持ち物がなくなり、壊れている。 <input type="checkbox"/>金品を持ち出したり、必要ないお金を持っていたりする。 <input type="checkbox"/>成績が急に下降している。 <input type="checkbox"/>おどおどし、感情の起伏が激しい。 <input type="checkbox"/>朝の起床や登校が遅くなり、登校を渋る。 <input type="checkbox"/>顔や体に傷がある。 <input type="checkbox"/>友達の話をしなくなる。 <input type="checkbox"/>不快な呼び名で呼ばれている。 <input type="checkbox"/>友達との交わりをさげ、外出したまらない。 <p style="text-align: center;">いじめている子どもについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>買ってやった覚えのない品物を持っている。 <input type="checkbox"/>お金の使い方が悪くなる。 <input type="checkbox"/>友達を呼び捨てにし、軽蔑した口調で話す。 <input type="checkbox"/>友達との電話で命令的な口調を使う。 <input type="checkbox"/>学校からの帰りが遅い、言葉遣いが悪くなった。

年間計画

4月	学校基本方針の確認, P T A総会での説明, 家庭との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケートの実施 ○児童生徒による学級憲法の作成 ○児童生徒による人権集会の企画・運営 <p>※i-checkなどの資料を適宜効果的に活用する。</p>
5月	いじめ防止対策委員会(1) 心の状況調査	
6月	いのちを見つめる日	
7月	個人面談(保護者)	
8月	校内研修会(いじめや人権に関する研修)	
9月		
10月	学校いじめ防止対策委員会(2)	
11月	児童アンケートの実施, 教育相談, 個別面談(児童)	
12月	人権集会	
1月		
2月	学校いじめ対策委員会(3)	
3月	取組評価アンケート	